

交通政策審議会 港湾分科会 第3回環境・安全等部会

資料 1

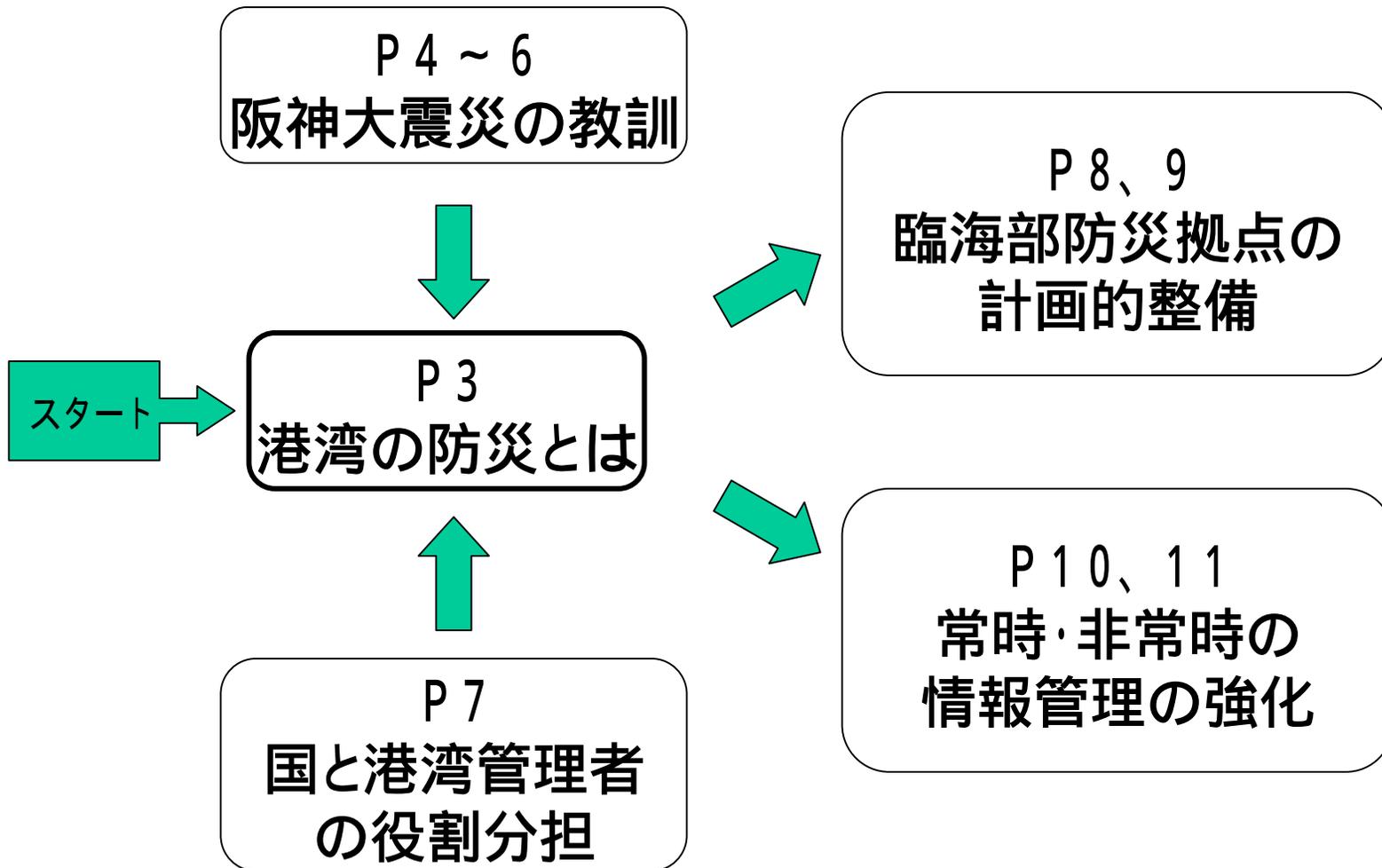
臨海部における災害対策

- 1．地震等災害時における物流及び臨海部防災拠点機能の確保
- 2．臨海部の生命・財産を守る防災・災害対策

平成14年6月24日
国土交通省 港湾局

1 . 地震等災害時における物流及び臨海部防災拠点機能の確保

物流及び臨海部防災拠点機能の確保



港湾の防災とは

港湾の防災

大規模地震等災害時においても国民の暮らしや企業活動の維持及び安全の確保を行う

影響の
広域化

国際・国内海上輸送ネットワークの拠点では災害による国際・国内的影響が高まっておりその防災の必要性は高まっている

港湾の果たす機能

一定の幹線貨物輸送機能の確保
コンテナターミナル関連施設の耐震化等

緊急物資、避難民等の輸送機能
耐震岸壁や関連臨港交通施設の耐震化

臨海部における防災拠点
耐震岸壁等に加え、オープンスペースの確保
港湾の防災情報の収集・発信

必要な施策

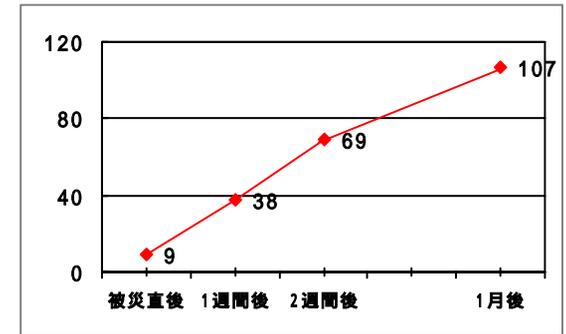
ハード
臨海部防災拠点の
計画的整備

ソフト
常時・非常時の
情報管理の強化

阪神淡路大震災における神戸港の被害と役割

被災状況

神戸港で被災直後に利用できたバースは186のうち9バース埋立地と市街地を結ぶ臨港道路(橋梁含む)が被災、通行不能となるとともに、多くの港湾施設が被災した



利用可能バース数の変遷

果たした役割

陸上交通が麻痺状態のなか、被災が軽微な港湾施設の緊急復旧により船舶の係留場所を提供

海上自衛隊艦艇: 飲料水や物資の輸送、風呂サービスの提供

海上保安庁巡視艇: 物資の輸送

官庁船・ボランティア団体船: 101隻、飲料水28,565t、物資1,007t (H7年2月末までの実績)

復旧工事等関係者への支援のため大型客船やフェリーをホテルシップとして活用

市街地から大量に発生したがれき等を受け入れ

臨時ヘリポートや復旧従事者の臨時駐車場を設置

仮設住宅を建設(市内設置数の約2割)

陸上交通機関の代替として臨時航路を開設

阪神淡路大震災での問題点とその原因

問題点

- **被災直後に自治体業務が急増し、港湾管理者機能が著しく低下**
 - 莫大な量の非常時業務が発生
 - 被災状況の把握が困難
 - 情報の伝達、意志疎通が阻害
- **緊急物資の輸送が困難**
 - 港湾施設や道路網に甚大な被害が発生
 - 緊急物資の大量輸送システムの速やかな構築ができなかった
- **災害の影響が広域化**
 - 広域物流ネットワークの機能障害
 - 国内の他の地域や海外の経済活動への支障(工場ラインの停止等)

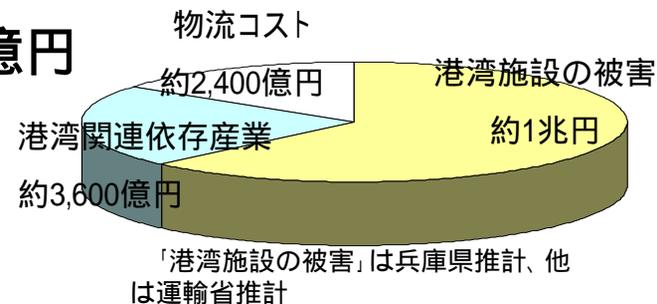
問題点が発生した原因

- **港湾法における防災の位置づけが不明瞭**
 - **港湾の防災における国の役割が定められていない**
 - 〉 重大な災害における国/管理者の役割分担が不明確
 - **非常時の危機管理体制が不十分**
 - 〉 防災関係情報の一元的な処理が行われていない
 - **防災関連施設の計画的整備の担保が不十分**

大規模地震について急浮上している問題点

国際港湾の被害がもたらす全国及び国際経済への影響

- ・阪神・淡路大震災による被害額：約1兆6,000億円
- ・輸出入港湾の切り替え、部品の滞留等により企業活動に大きく影響

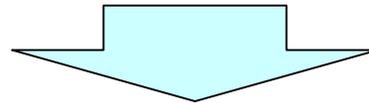


東海地震等の大規模災害の切迫性

- ・東海地震は過去、100年～150年の周期で繰り返し発生
- ・最後の地震が1854年に起きてから既に148年経過して、いつ東海地震が起きてもおかしくない状況

港湾の防災における国と港湾管理者の役割分担

第1次的には港湾管理者(地方自治体)。国の役割は次の2つ



国際的・全国的な視点で行うもの

物流等国内・国際の海上輸送
ネットワークの機能維持

行政の最終責任者として行うもの

市町村で対応できない



都道府県で対応できない



国が最終責任

非常時の即応・応急機能

ただし、具体的な応急対策については、原則として、
港湾管理者の要請に基づく

臨海部防災拠点の計画的整備

～大規模地震災害から国民の暮らしを守る～

耐震強化岸壁、浮体式防災基地等の整備により、陸上の交通が寸断されても海からの緊急物資の輸送を確保

背後道路等の施設やコンテナターミナルにおける周辺施設の耐震強化を、岸壁の耐震強化と効果的に組み合わせることで、災害時に最大限の能力を発揮

【臨海部広域防災拠点のイメージ】



防災拠点イメージ



耐震強化岸壁イメージ



阪神大震災での神戸港における緊急物資の輸送の様様

耐震強化岸壁の計画・整備

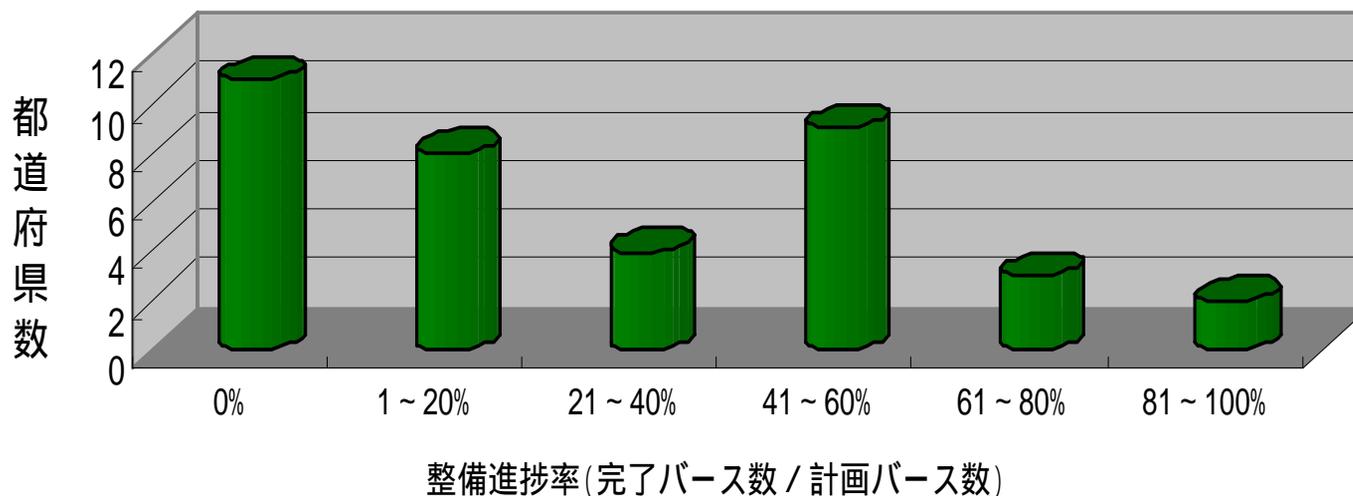
計画・整備状況 (平成14年3月)

平成8年「港湾における大規模地震対策施設整備の基本方針」に基づくもの

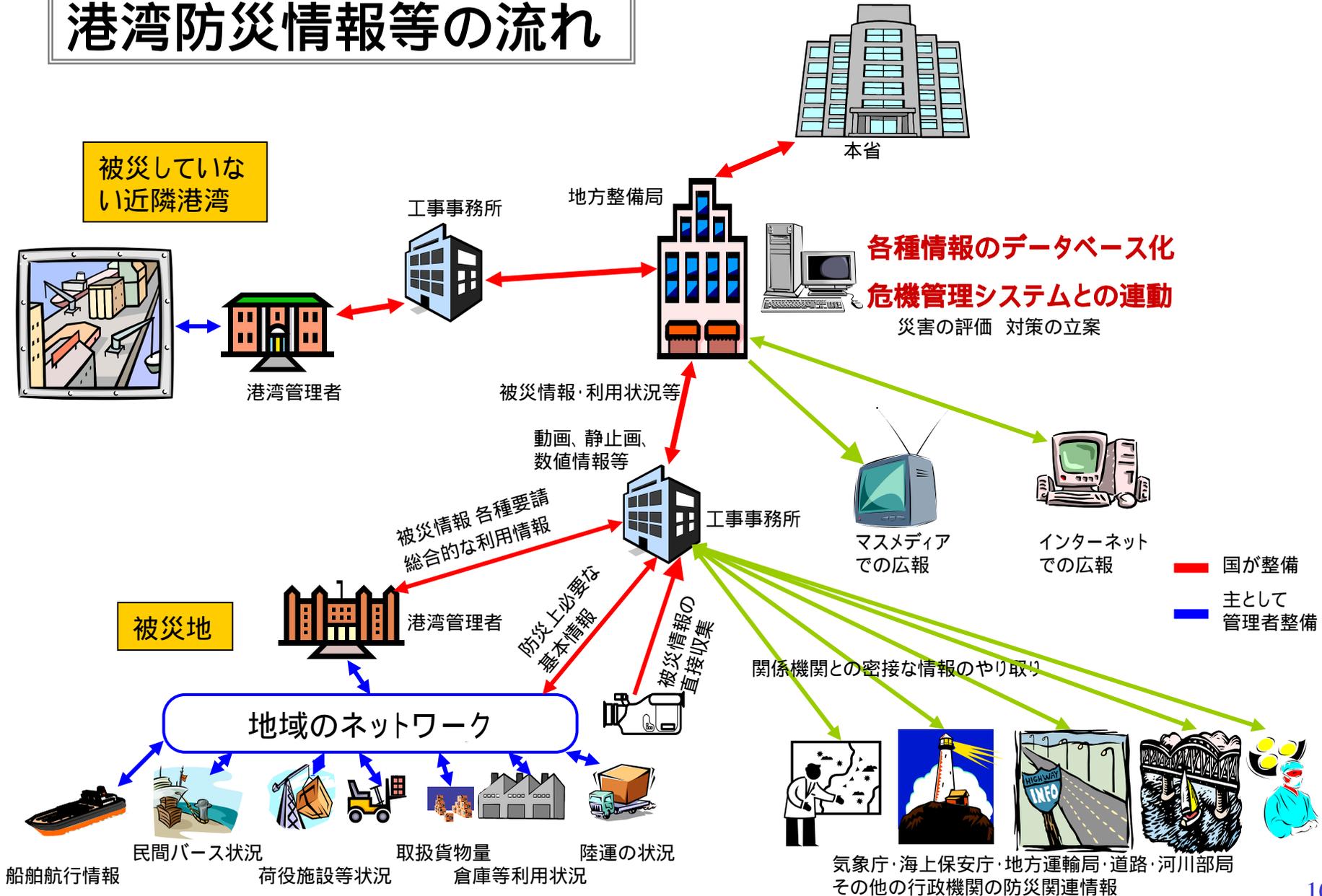
用途	バース数		
	計画	完了	整備中
緊急物資輸送	358	134	33
国際海上コンテナ輸送	20	11	5

地域別の進捗状況 (平成14年3月)

特定重要港湾及び重要港湾の緊急物資輸送対応の岸壁を対象



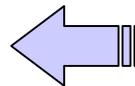
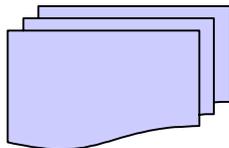
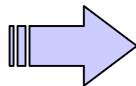
港湾防災情報等の流れ



情報の一元化による災害時の港湾機能の確保

常時

通常時の情報
港湾施設の整備状況
事業者の利用状況



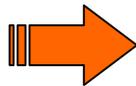
想定される
被災状況

情報一元化

国

非常時

災害時の情報
港湾施設の被災状況
施設の利用可能状況



物流ネットワークの再編の誘導

要請

要請

要請

情報提供

被災港湾管理者

緊急復旧の要請
国際・国内海上輸送
ネットワーク上重要な
施設等

隣接港湾管理者

協力要請
輸出入貨物の受け入れ
緊急物資の荷さばき
避難民の受け入れ

民有施設管理者

緊急利用のための
施設開放の要請
輸出入貨物の荷さばき地
緊急物資を荷揚げする
ための岸壁
避難民受け入れをする
緑地

物流関係者等

情報提供による誘導
被災港湾の使用可能・
不能施設情報
他の隣接港湾における
施設の利用状況